

使用承認申請書

(美浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発第380号

2019年11月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 美浜発電所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生
申請に係る発電用原子炉施設の概要	美浜発電所第3号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成28年10月26日 原規規発第 1610261 号 平成29年 6月27日 原規規発第 1706272 号 平成30年 6月20日 原規規発第 1806202 号 平成30年 6月27日 原規規発第 18062710 号 平成30年11月26日 原規規発第 1811265 号 平成31年 2月 6日 原規規発第 1902067 号 平成31年 4月26日 原規規発第 19042613 号 令和 元年 6月21日 原規規発第 1906219 号 令和 元年 7月19日 原規規発第 1907197 号 令和 元年 8月26日 原規規発第 1908261 号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：2020年 1月10日 使用期間 自：2020年 1月10日 至：平成28年10月26日付け原規規発第 1610261 号、平成29年6月27日付け原規規発第 1706272 号、平成30年6月20日付け原規規発第 1806202 号、平成30年6月27日付け原規規発第 18062710 号、平成30年11月26日付け原規規発第 1811265 号、平成31年2月6日付け原規規発第 1902067 号、平成31年4月26日付け原規規発第 19042613 号、令和元年6月21日付け原規規発第 1906219 号、令和元年7月19日付け原規規発第 1907197 号及び令和元年8月26日付け原規規発第 1908261 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

使用の方法	<p>美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物及び旧炉内構造物関連設備他廃棄物を保管するため、3号機設備のうち第1号機及び第2号機と共用しているB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を使用する必要があり、一部工事が完了したB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を平成28年10月26日付け原規規発第1610261号、平成29年6月27日付け原規規発第1706272号、平成30年6月20日付け原規規発第1806202号、平成30年6月27日付け原規規発第18062710号、平成30年11月26日付け原規規発第1811265号、平成31年2月6日付け原規規発第1902067号、平成31年4月26日付け原規規発第19042613号、令和元年6月21日付け原規規発第1906219号、令和元年7月19日付け原規規発第1907197号及び令和元年8月26日付け原規規発第1908261号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
-------	--

添付資料－1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物及び旧炉内構造物関連設備他廃棄物を保管するため、3号機設備のうち第1号機及び第2号機と共用しているB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を使用する必要があり、一部工事が完了したB蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）を平成28年10月26日付け原規規発第**1610261**号、平成29年6月27日付け原規規発第**1706272**号、平成30年6月20日付け原規規発第**1806202**号、平成30年6月27日付け原規規発第**18062710**号、平成30年11月26日付け原規規発第**1811265**号、平成31年2月6日付け原規規発第**1902067**号、平成31年4月26日付け原規規発第**19042613**号、令和元年6月21日付け原規規発第**1906219**号、令和元年7月19日付け原規規発第**1907197**号及び令和元年8月26日付け原規規発第**1908261**号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

美浜発電所第3号機 発電用原子炉施設

放射性廃棄物の廃棄施設

気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備

廃棄物貯蔵庫

- ・ B 蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）

放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針に記載の設備（B 蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）に係るもの）

放射線管理施設

生体遮蔽装置

- ・ 補助遮蔽 B 蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）

放射線管理施設に係る基本設計方針に記載の設備（補助遮蔽 B 蒸気発生器保管庫（1・2・3号機共用）に係るもの）

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

- ・ B 蒸気発生器保管庫

火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備（B 蒸気発生器保管庫に係るもの）